

公 告

令和8年 5月14日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定に基づき、西広島駅南口西地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第2項の規定において準用する同法第7条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公告します。

なお、施行地区となるべき区域の宅地について未登記の借地権を有する者は、都市再開発法第15条第2項において準用する同法第7条の3第3項の規定に基づき、公告のあった日から起算して30日以内に、広島市長に対して、その借地の所有者（借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。

広島市長 松井 一實

施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

広島市西区己斐本町一丁目

18番1、18番3、18番4、28番1、28番2、323番14、323番18、323番19、323番20、
323番21、323番22、345番1、345番8、345番12、345番15、345番16、345番17
345番19、345番20、345番21、345番22、345番23、345番24、345番25、345番26、
345番39、351番1、355番3、355番8、355番9、355番10、356番1、356番4、356番7、
乙357番1、乙357番2、乙357番3、乙357番4、乙357番5、
18番2の一部、32番の一部、323番2の一部、323番15の一部
道（西3区89号線）の一部、道（西3区93号線）の一部、
無地番（西3区89号線、西3区93号線）の一部